

言葉が人を守る？傷つける？知ってほしい人権の話

インターネットと人権 表現の自由とその“行き過ぎ”を考える

インターネット上で起こる人権に関する問題について具体例を挙げながら、「人権とはなにか」から考えはじめます。

名誉やプライバシーを傷つける表現や、差別的な発言などから、表現の自由がどこまで保障されるのかに迫り、違法な表現への対応方法についても分かりやすくご紹介します。

身近な出来事から、人権問題が起らぬいためには何が必要不可欠なのか一緒に考えてみませんか？

講師

田島・寺西・遠藤法律事務所
代表パートナー

田島 正広弁護士



【講師プロフィール】

平成2年早稲田大学法学部卒業。平成15年に田島正広法律事務所を開設（後に田島・寺西・遠藤法律事務所へ改称）。

これまで、慶應義塾大学大学院法学研究科の非常勤講師（憲法学）や、東京弁護士会副会長などを歴任。

現在は東京都「オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例第14条」の規定により設置する審査会委員、三重県の差別解消調整委員会委員を務めている。
インターネット上の人権問題に早くから取り組み、著書多数。講演歴も豊富。

【お知らせ】

- 手話通訳、保育（未就学児）を希望する方は、3月5日（木）までに電話またはメールでお申し込みください。
- 講演内容の録画、録音、無断転載を禁じます。
- PCから申し込む方はこちらから▶▶ <https://logoform.jp/form/ejBZ/1399062>
- オンライン視聴は「Zoom」を使用します。事前にアプリのインストールをお願いします。
- オンライン視聴のURLは、3月16日（月）までに、メールにて送信します。
- オンライン視聴はWi-Fi環境での参加推奨。通信費は参加者負担です。

【主催・お問い合わせ】

三鷹市企画経営課平和・人権・国際化推進係
電話：0422-29-9032 メール：kikaku@city.mitaka.lg.jp

三鷹市では、令和6（2024）年4月に「人権を尊重するまち三鷹条例」を施行しました。

「人権を尊重するまち三鷹条例」の理念を共有し、その取り組みをさらに発展させるため、「人権を尊重するまち講演会」を開催します。今回は、現代社会で重要性が高まる『インターネットと人権』をテーマに、日常生活に欠かせないネットの世界で、表現の自由はどこまで保障されるのかについて一緒に考えてみませんか。

開催日 2026年

3/17 火

入場無料

時間 19:00～20:30

開場 18:30

対象 テーマに興味のある方なら
どなたでも

参加方法が選べます！（いずれも先着制）

会場参加
60名

当日会場へ
三鷹産業プラザ
7階会議室



三鷹市下連雀3-38-4
JR三鷹駅南口より徒歩約7分

アクセス

オンライン
90名

事前にWebフォームから
お申し込みください
3月13日（金）〆切

申込受付フォーム

